

第3期佐用町障害福祉計画

(平成24年度～26年度)



平成24年3月

佐 用 町

佐 用 町 障 害 福 祉 計 画

【 目 次 】

I 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
II 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	3
2 計画の基本的な考え方	4
III 平成26年度までの目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
2 福祉施設から一般就労への移行等	6
IV サービスの見込量と提供体制確保の方策	
1 障害福祉サービス	8
2 障害児通所支援	15
3 地域生活支援事業	16
V 計画の推進にあたって	
1 計画の周知	21
2 計画の推進体制の確立	21
3 国・県・近隣市町との連携	21
4 計画の達成状況の点検及び評価	21
資料	
1 障害者手帳所持者の数	22
2 第2期障害福祉計画のサービス見込量と実績	23
3 佐用町内障害者施設一覧	25

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者を取り巻く策定は、従来の「措置制度」から、平成15年に「支援費制度」が導入され、利用者が必要な障害福祉サービスを自ら選択して、事業者との契約によってサービスを受けることになりました。

さらに平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障害種別にかかわらず、共通の福祉サービスが提供されるしくみとなり、平成23年度末には新体系サービスへ完全移行するに至っています。

現行の「障害者自立支援法」については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」等により見直しが行われているところ。これにより、重度視覚障害者を対象とした同行援護の創設、利用者負担の応益負担から応能負担への変更、発達障害を障害者自立支援法の対象とすることの明確化、相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設など障害児支援の強化など、地域での自立した生活のための支援充実などが図られました。

こうした中、本町では平成19年3月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」、平成21年3月には「第2期佐用町障害福祉計画」を策定し、障害福祉の推進に取り組んでまいりました。

第3期佐用町障害福祉計画は、国が定める基本方針に基づき、第1期計画及び第2期計画の実績と本町の実情を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの計画を策定します。

2 計画の位置づけ

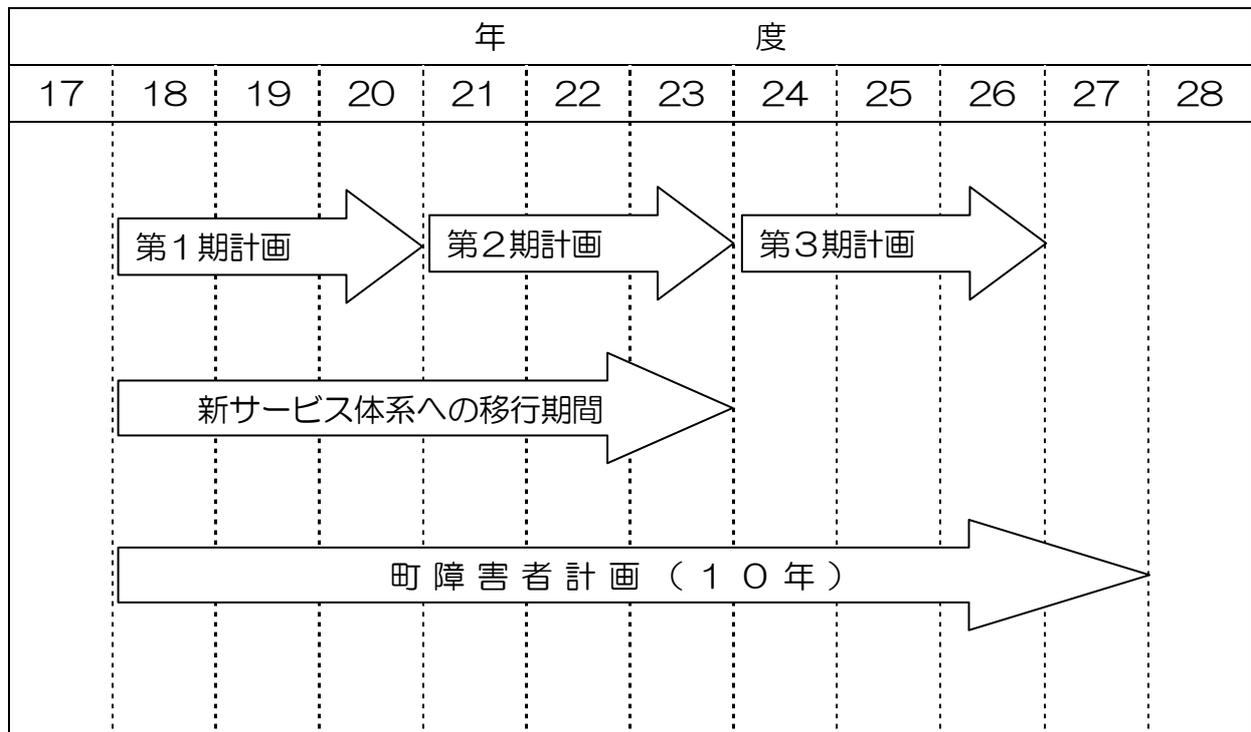
本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第3期として策定するもので、国の基本方針や、「兵庫県障害福祉計画」との整合性を確保しながら策定します。

また、佐用町の施策の基本となる計画である「佐用町総合計画」の部門別計画である「佐用町障害者計画」の実施計画の一部に位置づけられます。

3 計画期間

障害福祉計画は、3年を1期とする計画を策定することになっています。新サービス体系へ完全移行する平成23年度を目標とした第2期計画までの実績や本町の実情を踏まえ、平成24年度から平成26年度までを第3期として策定します。

また、今後国の動向をみながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を踏まえつつ、次の事項を基本理念とします。

（1）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（2）実施主体の統一と三障害の制度一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害および精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することを踏まえ、より地域の実態把握に努めるとともに、地域の社会資源の有効活用を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 計画の基本的な考え方

本計画の数値目標の設定や計画の推進にあたっては、第1期、第2期障害福祉計画と同様に以下の考え方を基本とします。

(1) ニーズに応じた訪問系サービス・日中活動系サービス等の提供

障害種別に関わりなく、ニーズに応じた訪問系サービス（居宅介護、短期入所等）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援等）の提供体制の充実を図ります。

(2) 施設入所・入院から地域生活への移行推進

地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等を推進し、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行を支援するサービス等を充実させることにより、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。

(4) 相談支援体制の整備

障害のある人が適正に障害福祉サービス等を利用し、地域において自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の整備を進めます。

Ⅲ 平成26年度までの目標

国の基本指針や兵庫県全体の数値目標との整合性を図りながら、第1期、第2期障害福祉計画の実施状況や地域課題等を踏まえて数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 現状と課題

- 今後、施設や病院から地域生活への移行に加えて、在宅の障害者についても保護者の高齢化に伴い、グループホーム等「支援者のいる共同生活の場」の需要が高まると予想されますが、町内にはこうした場が少ない状況にあります。
- 地域生活への移行が可能な人に対して、移行の準備段階から移行後の生活までを一貫して支援する仕組みを確立することが必要です。

(2) 目標と取り組み

- 平成17年10月時点の施設入所者54人から、地域生活への移行が可能な人の状況を勘案し、9人が地域生活へ移行し、1人の施設入所者の減少を目標とします。
- 居住の場として、公営住宅や民間の賃貸住宅等のさまざまな社会資源の活用を図るとともに、相談支援事業者やサービス提供事業者などの関係機関が連携した地域移行支援の体制づくりを進めます。

項目	人数等	備考
基準値	54人	平成17年10月1日の施設入所者数
現在の入所者数	60人	平成23年度実績見込
目標年度の入所者数	53人	平成26年度末時点での入所者見込
地域生活移行者目標値	9人	平成17年10月1日以降の地域移行する人数
	16.7%	地域生活移行者数／基準値
平成26年度減少目標値	1人	平成26年度末時点での減少見込み数
	1.9%	減少見込数／基準値

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 現状と課題

- 平成22年度の県内の障害者雇用率は、1.81%と民間法定雇用率を達成しました。しかし、個々の企業の障害者雇用率達成割合は56.6%と、依然として低い状態が続いており、今後一層の雇用促進に取り組むことが求められています。
- 県内の特別支援学校の卒業生のうち、企業に就職する生徒は例年2割以下という状況です。
- 平成23年度には、佐用町内に就労移行支援事業所が開設され、一般就労への移行に向けたサービスをうけることができるようになりました。

(2) 目標と取り組み

- 就労移行支援事業所等の利用を推進するとともに、雇用関係機関との連携に努め、福祉施設から一般就労への移行者の増加に取り組めます。
- 佐用町地域自立支援連絡会及び西播磨障害者就業・生活支援センターを活用し、ハローワーク、商工会、特別支援学校等の地域の関係機関による協議の場を設け、農業や林業等、本町の地域産業の特性を生かした新たな就労先の掘り起こしや、地域の雇用環境にあった就労支援体制のあり方等について検討を進めます。

項目	人数	備考
基準値	0人	平成17年度において福祉施設から一般就労に移行した人
平成23年度見込み	1人	第2期実績見込み
平成26年度目標	4人	第3期目標値

(3) 取組目標（行政率先行動）

- 町営住宅を活用したグループホーム等整備について庁内で調整し、グループホーム等の新規開設について検討を進めます。

項目	整備数	備考
平成 23 年度見込み	0 人	平成 23 年度末整備見込み数
平成 26 年度目標	3 人	住宅 1 室分

- 障害者の町雇用は、公共団体の法定雇用率 2.1%の達成を目標とするとともに、精神障害のある方の町雇用についての検討を進めます。

項目	雇用者数	備考
平成 23 年度見込み	8 人	うち知的 1 名
平成 26 年度目標	10 人	うち知的 1 名、精神 1 名

- 庁内各課に対して福祉施設が受注可能な業務の委託を働きかけ、福祉施設における官公庁需要の受注拡大に努め、工賃の底上げに向けた取り組みを進めます。

項目	契約数	備考
平成 23 年度見込み	0 件	
平成 26 年度目標	1 件	500 千円/年

IV サービスの見込量と提供体制確保の方策

サービス必要見込量については、第2期計画の利用状況や本町の実情を踏まえ、各年度におけるサービスの種類別に必要見込量を算出し、利用者のニーズに応えるための方策を検討します。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、障害者自立支援法施行後のサービス利用者の伸びや、地域生活移行等による新たなサービス利用者を見込んだ利用者数に、サービス提供量の実績から算出した平均的な1人当たりの利用量を乗じて見込み量を定めます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、選択及び掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供し、移動の援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単 位		24年度	25年度	26年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護	実利用者数	人／月	13	13	14
行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間／月	244	244	264

【サービス量確保の方策】

- サービス提供事業者の確保に向けて、介護保険担当課と連携しながら、介護保険制度の指定事業者等に情報提供を行い、新たな事業者の参入を働きかけます。
- 兵庫県が実施する居宅介護従事者養成研修事業への積極的な参加を促し、ヘルパーの技術・知識の向上を図ります。
- 早朝、夜間のサービス提供など利用者のニーズに対応できるよう多用な事業所の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、障害者自立支援法施行後のサービス利用者の伸びや、地域生活移行や特別支援学校の卒業等による新たなサービス利用者を見込んだ利用者数に、平均的な1人当たりの利用量を乗じて見込み量を定めます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を要する人に、昼間施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害のある方が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、理学療法、作業療法等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的又は精神障害のある方に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間活動、職場体験などの機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のための必要な訓練、就職のための支援を行います。
就労継続支援 A型(雇用型)	企業等に就職が困難な65歳未満の方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方に対し、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型(非雇用型)	就労経験をもつものの雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるにいたらなかった方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	居宅において介護を行うものの疾病等の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所が必要な方に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単 位		24 年度	25 年度	26 年度
生活介護	実利用者数	人／月	83	83	85
	サービス量	人日／月	1,660	1,660	1,700
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人／月	1	1	1
	サービス量	人日／月	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人／月	1	1	1
	サービス量	人日／月	22	22	22
就労移行支援	実利用者数	人／月	4	4	5
	サービス量	人日／月	60	60	80
就労継続支援（A型）	実利用者数	人／月	0	0	1
	サービス量	人日／月	0	0	20
就労継続支援（B型）	実利用者数	人／月	19	19	19
	サービス量	人日／月	340	340	340
療養介護	実利用者数	人／月	3	3	3
短期入所（ショートステイ）	実利用者数	人／月	4	4	5
	サービス量	人日／月	25	25	30

※ 人日＝（1月当たりの実利用者数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

【サービス量確保の方策】

- サービス提供事業所と地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携すると共に、利用者のニーズに対応したサービスの提供ができるよう体制の整備を進めます。
- 就労を希望する障害者のために「ハローワーク」や「西播磨障害者就業・生活支援センター」と連携し就労に関する支援を行います。
- 介護者の高齢化がすすみ、ショートステイのニーズが高まっていることから、受け入れ体制の充実に向けての検討を進めます。

(3) 居住系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、障害者自立支援法施行後のサービス利用者の伸びや、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活移行等による新たなサービス利用者を見込んで見込み量を定めます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単 位		24 年度	25 年度	26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	8	10	12
共同生活介護 (ケアホーム)					
施設入所支援	実利用者数	人/月	60	57	53

【サービス量確保の方策】

- 地域生活への移行を図るためには、グループホーム等の整備が重要であり、国の補助制度等を活用し整備を図ります。
- 施設入所支援サービスを必要とする人が利用できるよう、サービス提供事業所、相談支援事業所と連携を図り、利用者のニーズに対応できる体制を整えます。

(4) 相談支援

計画相談支援は、サービス利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、障害福祉サービスを利用する障害のある方すべてが対象となることから、サービス利用者数から見込み量を定めます。

地域移行支援は、施設入所者等や精神科病院に入院している方の地域移行者数から利用者数を見込みます。

地域定着支援は、地域移行者数から利用者数を見込みます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保等の支援、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から退所・退院し、家族との同居や一人暮らしに移行した方を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【サービス見込量】

サービス名	単 位		24 年度	25 年度	26 年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	3	5	25
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	1	1
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	1	1

【サービス量確保の方策】

- サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されることから、平成24年度から段階的に利用者を拡大し、平成26年度までにすべての対象者が利用できるよう相談支援提供体制を整えます。
- サービス提供事業所、医療機関、保健所、障害者就業・生活支援センター等と連携し、地域生活への移行に向けた支援体制を整備します。

2 障害児通所支援

障害種別ごとに分かれていた障害児通所事業を一元化し実施します。現行の児童デイサービス利用者数の伸びを見込んで見込み量を定めます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所作りを推進します。
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単 位		24年度	25年度	26年度
	児童発達支援	実利用者数	人/月	13	15
サービス量		人日/月	52	60	72
放課後等デイサービス	実利用者数	人/月	23	25	28
	サービス量	人日/月	92	100	112

【サービス量確保の方策】

- 身近な地域で支援が受けられ、利用者の希望に応じたサービス量が確保できるようにサービス提供事業所と連携して、体制の充実を図ります。
- 県立西播磨総合リハビリテーションセンターなどの専門機関や周辺自治体と広域的な連携を図り、障害児通所支援事業の充実に努めます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が実施主体となり、障害のある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業を実施します。

必須で行う事業の他に任意で行う事業があり、今後のニーズ拡大や課題等に応じて、事業内容の拡充や新たな事業の実施について検討します。

【事業内容】

①必須事業

事業名	内容
相談支援事業	<p>◇障害者相談支援事業 障害のある人等からの相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用支援、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助等を行います。</p> <p>◇地域自立支援連絡会 地域における相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的役割を果たす協議の場を設置します。</p> <p>◇住宅入居等支援事業 保証人がいない等の理由で賃貸住宅に入居が困難な障害者に対し、相談・助言を行います。</p> <p>◇成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者、精神障害者に対して、申し立てに要する経費等を助成します。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>聴覚、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行い、日常生活上の便宜を図ります。</p>

移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーによる援助を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、相談支援などの提供を行い、自立や社会参加の促進を図ります。

② 任意事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業・自立訓練事業を利用者及び身体障害者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、介護者が介護できない場合の一時的な預かり等を行います。
社会参加促進事業	<p>障害者等の社会参加を促進することを目的として、スポーツ・芸術文化活動等の事業を実施します。</p> <p>◇スポーツ・レクレーション教室開催等事業</p> <p>障害者等の交流、余暇活動の充実を図るため、各種レクリエーション事業を実施します。</p> <p>◇奉仕員養成研修事業</p> <p>手話奉仕員の養成を行い、聴覚に障害のある方のコミュニケーションを支援します。</p> <p>◇自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>

【サービス見込量】

① 必須事業

事業名		単位	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1
	地域自立支援連絡会	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施箇所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業		実設置者数/年	0	0	1
		派遣事業の有無	有	有	有
		実利用者数/年	3	3	3
日常生活用具給付等事業		給付件数/年	418	418	418
移動支援事業		実利用者数/年	1	1	1
		延べ利用時間	15	15	15
地域活動支援センター事業	町内センター	実施箇所数	1	1	1
	町内外利用者数	実利用者数/年	16	16	16

② 任意事業

事業名		単位	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業		実利用者数/年	3	3	3
更生訓練費給付事業		実利用者数/年	1	1	1
日中一時支援事業		実利用者数/年	20	20	20
社会参加促進事業（自動車免許・改造）		実利用者数/年	3	3	3

【サービス量確保の方策】

- 相談支援事業については、指定相談支援事業所に委託し、相談支援事業所と連携しながら、より専門的な相談支援の実施を図ります。
- コミュニケーション支援に関する事業の普及に努めるとともに、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講座の受講推進など、奉仕員の育成につとめ、派遣事業の充実と手話通訳者の設置を図ります。
- 利用者の障害特性などにあわせ、利用者のニーズそったサービス提供を図ります。
- 日中一時支援事業については、障害者の居場所の確保のため、ニーズに応えるサービス提供ができるようサービス提供事業所と連携を図ります。
- 地域活動支援センター事業については、機能強化事業を実施し、障害のある人の活動拠点として事業の充実に努めます。
- 訪問入浴は、自宅での入浴が困難な障害者への情報提供など事業の普及に努め、サービス提供事業所と協力し、障害者のニーズに対応できるように努めます。

【障害者虐待防止への取り組み】

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にむけ、障害者、高齢者、児童を一体とした虐待防止ネットワークを構築し、地域全体で虐待防止や早期発見への取り組みを行います。
- 虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を行います。
- 虐待防止に向けた研修受講や、虐待に対する対応についてのマニュアルづくりに取り組み、虐待を発見した際、いち早く対応できる体制整備に努めます。

【佐用町障害者地域自立支援連絡会について】

○ 連絡会の目的

相談支援体制や地域の障害福祉を推進する中核的な役割を果たす機関として、福祉関係者の連携・情報の共有化及び障害福祉の課題について協議を行い、町内障害者の地域生活を支援することを目的としています。

○ 連絡会の構成

- ① 定例会議
- ② 個別支援会議（ケース会議）
- ③ 特定課題会議（ワーキンググループ）

○ 連絡会の委員

連絡会の委員は、関係機関の代表、行政機関の職員、その他町長が必要と認めるもの、15人以内をもって組織する。

○ 連絡会の協議事項

- ① 相談支援事業の運営に関する事。
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び研修に関する事。
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク機構に関する事。
- ④ その他連絡会が必要と認める事項。

○ 佐用町地域自立支援連絡会の今後の取り組みについて

平成26年度の目標達成に向けて、地域移行や就労支援等の課題に応じたワーキンググループを設置するとともに、連絡会を中心とした関係機関とのネットワークの強化に取り組めます。

V 計画の推進にあたって

1 計画の周知

障害のある人もない人も互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会を目指す「ノーマライゼーション」の推進のため、本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障害者支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

2 計画の推進体制の確立

佐用町地域自立支援連絡会を中心として、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

3 国・県・近隣市町との連携

障害のある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町をはじめ、西播磨圏域での広域対応や国・県との連携をさらに図ります。

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で示した各年度のサービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況の点検・評価を佐用町地域自立支援連絡会において行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映させていきます。

＝ 資 料 ＝

1 障害者手帳所持者等の数（各年度末現在）

(1) 身体障害者手帳年度別所持者数

（単位：人）

等 級	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度見込
1 級	319	309	296	296
2 級	165	155	154	149
3 級	186	193	195	191
4 級	220	237	236	241
5 級	82	78	74	72
6 級	67	71	71	66
合 計	1, 039	1, 043	1, 026	1, 015

(2) 療育手帳年度別所持者数

（単位：人）

障害程度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度見込
A 判定	90	91	93	93
B1 判定	73	74	70	63
B2 判定	41	50	54	57
合 計	204	215	217	213

(3) 精神障害者保健福祉手帳年度別所持者数

（単位：人）

等 級	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度見込
1 級	10	8	8	8
2 級	72	76	79	78
3 級	8	9	10	9
合 計	90	93	97	95

(4) 精神障害者通院医療（自立支援医療）認定者数

自立支援医療 （精神通院）受給者数	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度見込
	212	207	214	210

2 第2期障害福祉計画のサービス見込量と実績

(1) 障害福祉サービス及び相談支援

サービス名		単位	見込量			実績量		
			21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
訪問系	居宅介護	時間/月	200	250	300	207	239	230
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護							
	重度障害者等包括支援							
日中活動系	生活介護	人日/月	720	1,000	1,430	904	1,098	1,540
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	22	22	44	16	25	27
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	60	120	352	19	2	0
	就労移行支援	人日/月	44	132	264	18	20	42
	就労継続支援（A型）	人日/月	0	1	3	0	0	0
	就労継続支援（B型）	人日/月	3	8	14	38	48	319
	療養介護	実人数/年	0	0	2	0	0	0
	児童デイサービス	実人数/月	20	22	25	27	37	36
	短期入所	実人数/月	2	2	3	4	4	5
居住系	共同生活援助	実人数/月	8	10	15	7	7	7
	共同生活介護							
	施設入所支援	実人数/月	30	35	41	35	44	59
相談支援（サービス利用計画作成）		実人数/月	0	0	5	0	0	0

※ 23年度実績量は見込みである。

(2) 地域生活支援事業

①必須事業

サービス名		単位	見込量			実績量		
			21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
相談支援事業	障害者相談事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援連絡会	実施有無	有	有	有	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実施有無	無	無	有	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
コミュニケーション支援事業	実設置者数/年		0	0	1	0	0	0
	人/年		4	4	6	3	3	3
日常生活用具給付等事業	件数/年		250	250	250	350	385	391
移動支援事業	実人数/年		3	3	4	1	2	3
	時間/年		60	70	100	5	19	24
地域活動支援センター事業	箇所数		1	1	1	1	1	1
	実人数/年		17	17	19	20	16	16

※ 23年度実績量は見込みである。

②任意事業

サービス名		単位	見込量			実績量		
			21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	実人数/年		2	2	2	3	4	2
更生訓練費給付事業	実人数/年		1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実人数/年		18	18	20	19	19	19
社会参加促進事業(免許・改造)	件数/年		2	2	3	2	1	3

※ 23年度実績量は見込みである。

佐用町内障害者施設一覧

【障害福祉サービス】

法人名	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	サービス種類	対象者	定員	営業日	営業時間
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター	679-5213 佐用町東徳久1946	0790-78-8955	0790-78-1700	居宅介護	身体・知的・精神	-	毎日	7:00~21:00
					重度訪問介護	身体・知的・精神	-	毎日	7:00~21:00
					同行援護	身体(視覚)	-	毎日	7:00~21:00
社会福祉法人 はなさきむら	はなさきむら作業所	679-5203 佐用町米田字寺山304-24	0790-78-1350	079078-1221	就労移行支援(一般型)	身体・知的・精神	6	月~金	8:30~15:30
					就労継続支援(B型)	身体・知的・精神	24	月~金	8:30~15:30
					生活介護	身体・知的・精神	10	月~金	8:30~15:30
	ケアホームコスモス(男性)	679-5305 佐用町長尾807-3	0790-78-1350	0790-78-1221	共同生活援助	身体・知的・精神	11	毎日	-
ケアホームコスモス(女性) ※H24.4.1開設予定	679-5301 佐用町佐用2899-12								
なのはな	679-5641 佐用町久崎90-1	050-3444-7648	050-3444-7648	生活介護	身体・知的・精神	20	月~金	8:30~15:45 (第1・5金曜日は8:30~13:45)	
社会福祉法人聖風会	千種川リハビリテーションセンター	679-5331 佐用町平福780	0790-83-2001	0790-83-2002	施設入所支援	身体	50	毎日	18:00~翌9:00
					自立訓練(機能訓練)	身体	14	月~土	9:00~18:00
					生活介護	身体	36	月~土	9:00~18:00
	千種川ナーシングホーム	0790-83-2003	0790-83-2002	短期入所	身体	空床型	毎日	24H	
				施設入所支援	身体	40	毎日	18:00~翌9:00	
				生活介護	身体	40	月~土	9:00~18:00	
社会福祉法人 佐用福祉会	いちょう園	679-5301 佐用町佐用1506	0790-82-0003	0790-82-2877	施設入所支援	身体・知的・精神	50	毎日	(月~金)17:30~8:30 (土)24H
					生活介護	身体・知的・精神	72	月~金、祝	8:30~17:30
	障害者相談支援事業所 すまいる	679-5301 佐用町佐用2832-12	0790-82-2682	0790-82-2682	短期入所	身体・知的・精神	2	毎日	24H
					相談支援	身体・知的・精神	-	月~金	9:00~16:00
					たんぼぼ	共同生活援助	身体・知的・精神	4	毎日
社会福祉法人 平成福祉会	シャイン	679-5212 佐用町林崎662-10	0790-78-1270	0790-78-1277	共同生活介護	身体・知的・精神	4	毎日	-
					施設入所支援	身体	50	毎日	17:00~翌9:00
					生活介護	身体	50	毎日	9:00~17:00
社会福祉法人 くすのき会	社会福祉法人くすのき会播磨園	679-5201 佐用町多賀2268	0790-78-0168	0790-78-0169	短期入所	身体	2	毎日	24H
					施設入所支援	知的	80	毎日	17:00~翌9:00
					生活介護	知的	80	毎日	9:00~17:00
社会福祉法人 もみじ会	三原ホーム	679-5143 佐用町三原335-13	0790-79-3835	0790-79-3836	短期入所	知的	4	毎日	24H
					施設入所支援	知的	50	毎日	17:00~翌9:00
					生活介護	知的	50	月~金(土・日・祝/8日間休)	9:00~17:00
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	朝陽ヶ丘荘障害者短期入所事業所	679-5331 佐用町平福138-1	0790-83-2008	0790-83-2035	短期入所	身体・知的・精神	10	毎日(12/31~1/3休)	24H

【地域生活支援事業】

法人名	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	内容	対象者	定員	営業日	営業時間
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター	679-5213 佐用町東徳久1946	0790-78-8955	0790-78-1700	移動支援	身体・知的・精神	-	毎日	9:00~21:00
					訪問入浴サービス事業	身体・知的・精神	-	月・火・水・木・金・祝 (12/29~1/3休)	9:00~17:00
社会福祉法人 聖風会	千種川リハビリテーションセンター	679-5331 佐用町平福780	0790-83-2001	0790-83-2002	日中一時支援	身体	①5 ②5	月~金	①10:00~14:00 ②10:00~16:30
社会福祉法人 佐用福祉会	いちょう園	679-5301 佐用町佐用1506	0790-82-0003	0790-82-2877	日中一時支援	身体・知的・精神	-	毎日	8:30~17:30
社会福祉法人 平成福祉会	シャイン	679-5212 佐用町林崎662-10	0790-78-1270	0790-78-1277	日中一時支援	身体	-	月~金	9:00~17:00
社会福祉法人 くすのき会	社会福祉法人くすのき会播磨園	679-5201 佐用町多賀2268	0790-78-0168	0790-78-0169	日中一時支援	知的	-	毎日	7:00~21:00
非特定営利活動法人 あさぎり	地域活動センターあさぎり	679-5301 佐用町佐用2892-8	0790-82-2551	0790-82-2551	地域活動支援センター Ⅲ型	身体・知的・精神	20	月~金	9:30~15:30

第3期佐用町障害福祉計画策定委員会名簿

No.	団体名・役職	氏名	備考
1	佐用町民生委員・児童委員協議会会長	大江 秀 謙	
2	佐用町身体障害者福祉協会会長	西 坂 越 次	身障相談員兼務
3	佐用町手をつなぐ育成会会長	木 村 政 照	
4	佐用町あさぎり家族会会長	竹 内 和 男	
5	佐用町内身体障害者事業所代表	福 井 尚 子	千種川ナーシング ホーム管理者
6	佐用町内知的障害者事業所代表	寺 田 淳 一	いちよう園園長
7	佐用町内精神障害者事業所代表	花 尾 より子	地域活動支援センター あさぎり所長 精神相談員兼務
8	佐用町手をつなぐ育成会学齢期部会代表	西 平 光	
9	障害相談員代表	岡 本 平	知的相談員
10	佐用町社会福祉協議会事務局長	清 水 好 一	
11	龍野健康福祉事務所生活福祉課長	前 田 弘 志	
12	佐用町小中学校校長会代表	山 形 一 成	徳久小学校長
13	佐用町保育園園長会代表	岡 本 美 智子	上月保育園長
14	町保健師	平 井 直 枝	

第3期佐用町障害福祉計画

平成24年3月

-
- | | | |
|--------------------------|----|----------|
| <input type="checkbox"/> | 発行 | 兵庫県佐用町 |
| <input type="checkbox"/> | 編集 | 佐用町健康福祉課 |

-
- | | | |
|--------------------------|------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 所在地 | 〒679-5380
兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 |
| <input type="checkbox"/> | 電話 | 0790-82-0661 |
| <input type="checkbox"/> | FAX | 0790-82-0146 |
| <input type="checkbox"/> | Eメール | fukushi@town.sayo.lg.jp |
-